第１４号様式（第８条関係）
（その１）

解散分

広島県選挙管理委員会 受付 -2.9.25 時 分

収　支　報　告　書

（令和　2　年分）

（ふりがな）	こくみんみんしゅとうひろしまけんさんぎいんせんきょくだいいちそうしぶ
1. 政治団体の名称	国民民主党広島県参議院選挙区第１総支部
2. 主たる事務所の所在地	広島県福山市船町2-5　岩部第５ビル３階
3. 代表者の氏名	柳田　稔
4. 会計責任者の氏名	久保谷　幸雄
事務担当者の氏名	松本　由香理、村田　享子
（電話）	０８４－９２７－３５２０

※この欄は、記入しないでください。

整理番号	リスト消込	名寄せ	資産
	／	有・無	有・無

政治団体の区分
- ☐ 政党
- ☑ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 特定パーティー開催団体
- ☐ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
- ☐ ２以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
- ☐ 有
 - 公職の種類＿＿＿＿＿＿
 - 届出者氏名＿＿＿＿＿＿
- ☑ 無

資金管理団体の指定の期間
- 平成＿＿年＿＿月＿＿日　から
- 平成＿＿年＿＿月＿＿日　まで

国会議員関係政治団体の区分
- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号

公職の種類　参議院議員（現職）
公職の候補者氏名　柳田　稔

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
- 平成＿＿年＿＿月＿＿日　から
- 平成＿＿年＿＿月＿＿日　まで

（その２）

収　　支　　の　　状　　況

１．収支の総括表

（１）収入総額　　(①＋②)	39,460,359 円
①（前年からの繰越額）	28,361,145
②（本年の収入額）	11,099,214
（２）支出総額	38,040,970
（３）翌年への繰越額　　((1)－(2))	1,419,389

２．収入項目別金額の内訳

（１）個人の負担する党費又は会費	金　　額	員　　数
	1,067,000 円	819 人

（２）寄附		
ア　寄附の区分（イを除く）	金　　額	備考
（ア）　個人からの寄附	12,000 円	
（うち特定寄附）	0	
（イ）　法人その他の団体からの寄附	0	
（ウ）　政治団体からの寄附	156,000	
小　　計（(ア)＋(イ)＋(ウ)）	168,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　　計（小計＋イ）	168,000	

（その３）

（３）機関紙誌の発行その他の事業による収入		政治資金パーティ以外
事業の種類	金額	備考
機関紙購読料	円 26,000	
この頁の小計	26,000	
合計	26,000	

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

	交付金を供与した本部又は支部の名称	金　　額	年月日	主たる事務所の所在地	備考
	国民民主党広島県総支部連合会	円 1,080,000	R2.3.9	広島市中区幟町3-1第３山県ビル3F	
	国民民主党本部	2,000,000	R2.3.12	東京都千代田区永田町1-11-1	
	国民民主党本部	1,000,000	R2.5.20	東京都千代田区永田町1-11-1	
	国民民主党本部	3,000,000	R2.6.15	東京都千代田区永田町1-11-1	
	国民民主党本部	2,000,000	R2.7.15	東京都千代田区永田町1-11-1	
	国民民主党広島県総支部連合会	750,000	R2.8.27	広島市中区幟町3-1第３山県ビル3F	
この頁の小計		9,830,000			
合　　計		9,830,000			

（その６）

（６）その他の収入			
	摘　　要	金　　額	備　　考
		円	
この頁の小計		0	
１件１０万円未満のもの		8,214	
合　　計		8,214	

（その７）

（７）寄附の内訳				寄附者の区分	個　　人	
	寄附者の氏名	金　　額	年月日	住　　所	職　　業	備考
		円				

この頁の小計	0
その他の寄附	12,000
合　　計	12,000

※　同一者からの年間５万円を超える寄附は個別に記載すること。

（その７）

（７）寄附の内訳				寄附者の区分	政治団体	
	団体の名称	金　　額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	三菱三原支部政治活動委員会	円 100,000	R2.4.24	広島県三原市 糸崎南１丁目１番１号	久保　明	
	三菱広島支部政治活動委員会	56,000	R2.5.13	広島県広島市 西区観音新町４丁目８番２号	谷口　英男	
この頁の小計		156,000				
その他の寄附		0				
合　　計		156,000				

※　同一の政治団体からの年間５万円を超える寄附は個別に記載すること。

（その１３）

３．支出項目別金額の内訳

（１）支出の総括表

項　　目	金　　額	備　　考
１　経常経費		
（１）人件費	1,005,000 円	
（２）光熱水費	160,320	
（３）備品・消耗品費	1,743,880	
（４）事務所費	3,927,392	
小　計（(1)～(4)）	6,836,592	
２　政治活動費		
（１）組織活動費	915,100	
（２）選挙関係費	0	
（３）機関紙誌の発行その他の事業費	370,447	
ア　機関紙誌の発行事業費	81,197	
イ　宣伝事業費	289,250	
ウ　政治資金パーティー開催事業費	0	
エ　その他の事業費	0	
（４）調査研究費	18,830	
（５）寄附・交付金	29,900,001	（４００，０００円）
（６）その他の経費	0	
小　計（(1)～(6)）	31,204,378	
合　　計	38,040,970	本部または支部に対して供与した交付金に係る支出は、備考欄に金額を内数で（）書すること。

（その１４）

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	光熱水費　　（　　）		
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
電気料金	16,963円	R2.1.24	中国電力（株）	広島市中区小町4-33	
電気料金	17,021	R2.2.25	中国電力（株）	広島市中区小町4-33	
電気料金	15,394	R2.3.23	中国電力（株）	広島市中区小町4-33	
電気料金	13,977	R2.4.21	中国電力（株）	広島市中区小町4-33	
電気料金	13,412	R2.5.21	中国電力（株）	広島市中区小町4-33	
電気料金	12,320	R2.6.22	中国電力（株）	広島市中区小町4-33	
電気料金	13,441	R2.7.21	中国電力（株）	広島市中区小町4-33	
電気料金	13,792	R2.8.24	中国電力（株）	広島市中区小町4-33	

この頁の小計	116,320
その他の支出	44,000
合　　計	160,320

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１４）

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	備品・消耗品費　　（　備品費　　）		
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
空気清浄機	98,800円	R2.5.29	(株)エディオン	大阪市北区中之島2-3-33	
ディスプレー	17,000	R2.6.21	(株)エディオン	大阪市北区中之島2-3-33	
携帯電話機	60,600	R2.7.16	ドコモショップ東桜町店	福山市東桜町3-3	
掃除機	38,800	R2.7.16	(株)エディオン	大阪市北区中之島2-3-33	
携帯電話・周辺機器	140,660	R2.7.27	(株)ビックカメラ　広島駅前店	広島市南区松原町5-1	
ドライブレコーダ代	58,999	R2.8.3	(株)イエローハット やぎ店	広島市安佐南区八木2-16-18	
この頁の小計	414,859				
その他の支出	65,010				
合　　計	479,869				

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１４）

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	備品・消耗品費　　（　消耗品費　　）		
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
コピー機メンテナンス・カウント代	22,884円	R2.2.6	富士ゼロックス東京(株)	東京都新宿区西新宿6-14-1	
メッセージ用紙	27,500	R2.3.17	(株)小山オフセット印刷所	福山市大黒町2-24	
タイヤ・オイル交換	12,650	R2.4.6	(有)カーセデェクション	福山市春日町5-10-15	
封筒	24,486	R2.5.7	(株)小山オフセット印刷所	福山市大黒町2-24	
コピー機消耗品代	18,480	R2.6.8	富士ゼロックス東京(株)	東京都新宿区西新宿6-14-1	
プリンタトナー	79,452	R2.7.2	(株)エディオン	大阪市北区中之島2-3-33	
タイヤ代	85,580	R2.8.3	(株)イエローハット やぎ店	広島市安佐南区八木2-16-18	
点検一式・タイヤ	111,320	R2.8.7	(有)カーセデェクション	福山市春日町5-10-15	

この頁の小計	382,352
その他の支出	808,277
合　　計	1,190,629

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１４）

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	備品・消耗品費　（　定期購読料　）		
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
経済リポート購読料	15,000円	R2.4.1	(株)経済リポート	福山市御門町3-5-8	
この頁の小計	15,000				
その他の支出	58,382				
合　計	73,382				

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１４）

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費　（　賃借料　）		
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
車両レンタル費	75,000円	R2.1.15	久保谷幸雄	広島市安佐北区口田1-17-28	
車両レンタル費	55,000	R2.1.20	松本由香理	福山市日吉台1-24-18-102	
家賃	30,000	R2.1.25	森本真治後援会	広島市安佐北区落合南1-3-12	
車両リース料	64,584	R2.1.27	マツダオートリース(株)	広島市中区基町11-10	
家賃	82,500	R2.1.27	岩部昌浩	福山市船町2-5	
車両レンタル費	75,000	R2.2.15	久保谷幸雄	広島市安佐北区口田1-17-28	
車両レンタル費	55,000	R2.2.20	松本由香理	福山市日吉台1-24-18-102	
家賃	30,000	R2.2.25	森本真治後援会	広島市安佐北区落合南1-3-12	
車両リース料	64,584	R2.2.26	マツダオートリース(株)	広島市中区基町11-10	
家賃	82,500	R2.3.7	岩部昌浩	福山市船町2-5	
この頁の小計	614,168				
その他の支出					
合　計					

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１４）

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費　（　賃借料　）		
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
車両レンタル費	75,000円	R2.3.15	久保谷幸雄	広島市安佐北区口田1-17-28	
車両レンタル費	55,000	R2.3.20	松本由香理	福山市日吉台1-24-18-102	
家賃	30,000	R2.3.25	森本真治後援会	広島市安佐北区落合南1-3-12	
家賃	82,500	R2.3.25	岩部昌浩	福山市船町2-5	
車両リース料	64,584	R2.3.26	マツダオートリース(株)	広島市中区基町11-10	
車両レンタル費	75,000	R2.4.15	久保谷幸雄	広島市安佐北区口田1-17-28	
車両レンタル費	55,000	R2.4.20	松本由香理	福山市日吉台1-24-18-102	
家賃	82,500	R2.4.24	岩部昌浩	福山市船町2-5	
家賃	30,000	R2.4.25	森本真治後援会	広島市安佐北区落合南1-3-12	
車両リース料	64,584	R2.4.27	マツダオートリース(株)	広島市中区基町11-10	
この頁の小計	614,168				
その他の支出					
合　計					

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１４）

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費　（　賃借料　）		
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
車両レンタル費	75,000円	R2.5.15	久保谷幸雄	広島市安佐北区口田1-17-28	
車両レンタル費	55,000	R2.5.20	松本由香理	福山市日吉台1-24-18-102	
家賃	30,000	R2.5.25	森本真治後援会	広島市安佐北区落合南1-3-12	
車両リース料	64,584	R2.5.26	マツダオートリース(株)	広島市中区基町11-10	
家賃	82,500	R2.5.27	岩部昌浩	福山市船町2-5	
車両レンタル費	75,000	R2.6.15	久保谷幸雄	広島市安佐北区口田1-17-28	
車両レンタル費	55,000	R2.6.20	松本由香理	福山市日吉台1-24-18-102	
家賃	30,000	R2.6.25	森本真治後援会	広島市安佐北区落合南1-3-12	
家賃	82,500	R2.6.25	岩部昌浩	福山市船町2-5	
車両リース料	64,584	R2.6.26	マツダオートリース(株)	広島市中区基町11-10	
この頁の小計	614,168				
その他の支出					
合　計					

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１４）

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費　（　賃借料　）		
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
車両レンタル費	75,000円	R2.7.15	久保谷幸雄	広島市安佐北区口田1-17-28	
車両レンタル費	55,000	R2.7.20	松本由香理	福山市日吉台1-24-18-102	
家賃	82,500	R2.7.20	岩部昌浩	福山市船町2-5	
家賃	30,000	R2.7.25	森本真治後援会	広島市安佐北区落合南1-3-12	
車両リース料	64,584	R2.7.27	マツダオートリース(株)	広島市中区基町11-10	
車両レンタル費	75,000	R2.8.15	久保谷幸雄	広島市安佐北区口田1-17-28	
車両レンタル費	55,000	R2.8.20	松本由香理	福山市日吉台1-24-18-102	
家賃	82,500	R2.8.21	岩部昌浩	福山市船町2-5	
家賃	30,000	R2.8.25	森本真治後援会	広島市安佐北区落合南1-3-12	
車両リース料	64,584	R2.8.26	マツダオートリース(株)	広島市中区基町11-10	
この頁の小計	614,168				
その他の支出	181,600				
合　計	2,638,272				

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１４）

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費　（　通信費　）		
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
電話料金	15,373円	R2.1.6	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
携帯電話料金	146,347	R2.1.8	(株)Ｎｉｓｋｙ	広島市安佐北区落合南1-3-12	
電話料金	20,861	R2.1.21	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話料金	14,845	R2.1.27	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話料金	10,338	R2.1.30	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話料金	13,088	R2.1.31	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話料金	17,080	R2.2.20	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話料金	18,368	R2.2.20	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話料金	15,270	R2.3.2	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話料金	14,923	R2.3.19	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
この頁の小計	286,493				
その他の支出					
合　計					

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１４）

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費　（　通信費　）		
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
電話料金	10,273円	R2.3.26	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話料金	20,826	R2.3.30	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話料金	15,124	R2.3.31	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
切手代	16,800	R2.4.1	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
電話料金	14,814	R2.4.15	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話料金	20,028	R2.4.24	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
受信料	12,730	R2.4.27	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
電話料金	12,893	R2.4.30	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話料金	18,646	R2.5.19	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話料金	14,515	R2.5.20	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
この頁の小計	156,649				
その他の支出					
合　計					

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１４）

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費　（　通信費　）		
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
電話料金	12,592円	R2.6.1	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話料金	15,005	R2.6.19	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話料金	18,187	R2.6.29	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話料金	12,501	R2.6.30	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話料金	18,709	R2.7.15	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話料金	14,899	R2.7.16	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話料金	12,629	R2.7.31	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話料金	18,246	R2.8.17	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話料金	24,736	R2.8.17	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
電話料金	12,951	R2.8.31	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
この頁の小計	160,455				
その他の支出	254,414				
合　計	858,011				

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１４）

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費　　（　事務管理費　）		
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会計監査報酬	88,000円	R2.2.20	広島総合税理士法人	広島市中区東白島町14-15　ＮＴＴクレド白島ビル7F	
ゴミ収集処理費用	13,200	R2.3.5	有限会社大友美装	福山市東手城町2-7-29	
ゴミ処理・清掃代	28,600	R2.5.7	有限会社大友美装	福山市東手城町2-7-29	
車両点検代	66,800	R2.8.3	(株)広島マツダ	広島市中区幟町13-4	
車両修理代	78,000	R2.8.6	日産プリンス広島販売(株)	広島市西区南観音町9-27	
自動車保険料	62,960	R2.8.19	損害保険ジャパン(株)	東京都新宿区西新宿1-26-1	

この頁の小計	337,560
その他の支出	93,549
合　　計	431,109

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。
※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費　　（　行事・会議費　）		
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	円				

この頁の小計	0
その他の支出	15,370
合　　計	15,370

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費　（　旅費交通費　）		
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
宿泊代	12,630円	R2.1.5	カンデオホテルズ福山	福山市御船町2-8-20	
高速料金	33,656	R2.1.6	ビジネスネット協同組合	広島市西区東観音町15-24	
高速料金	47,700	R2.2.5	ビジネスネット協同組合	広島市西区東観音町15-24	
高速料金	37,105	R2.3.5	ビジネスネット協同組合	広島市西区東観音町15-24	
高速料金	36,912	R2.4.6	ビジネスネット協同組合	広島市西区東観音町15-24	
高速料金	36,759	R2.5.7	ビジネスネット協同組合	広島市西区東観音町15-24	
高速料金	29,089	R2.8.5	ビジネスネット協同組合	広島市西区東観音町15-24	
高速料金	30,536	R2.9.7	ビジネスネット協同組合	広島市西区東観音町15-24	
この頁の小計	264,387				
その他の支出	421,343				
合　計	685,730				

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費　（　渉外費　）		
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会費	30,000円	R2.1.30	一般社団法人東京広島県人会	東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー22階	
この頁の小計	30,000				
その他の支出	184,000				
合　計	214,000				

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	機関紙誌の発行事業費　（　制作・印刷費　）		
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
機関紙制作費	54,780円	R2.7.10	(株)小山オフセット印刷所	福山市大黒町2-24	
この頁の小計	54,780				
その他の支出	0				
合　計	54,780				

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	機関紙誌の発行事業費　（　発送費　）		
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	円				
この頁の小計	0				
その他の支出	26,417				
合　計	26,417				

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	宣伝事業費　（　宣伝広告費　）		
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
サーバーレンタル・技術サポート代	264,000円	R2.1.6	(株)J-WMC	北海道江別市文京台南町20-2	
機関紙代	11,520	R2.6.22	国民民主党	東京都千代田区永田町1-11-1	
この頁の小計	275,520				
その他の支出	13,730				
合　計	289,250				

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	調査研究費　（　研究費　）		
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	円				

この頁の小計	0
その他の支出	18,830
合　計	18,830

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	寄附・交付金　（　寄附　）		
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
寄附	5,000,000円	R2.8.25	やなぎだ稔後援会	福山市船町2-5 岩部第五ビル3階	
寄附	6,000,001	R2.8.27	二十一世紀政治研究会	福山市船町2-5 岩部第五ビル3階	
寄附	5,500,000	R2.8.31	二十一世紀政治研究会	福山市船町2-5 岩部第五ビル3階	
寄附	13,000,000	R2.8.31	二十一世紀政治研究会	福山市船町2-5 岩部第五ビル3階	
この頁の小計	29,500,001				
その他の支出	0				
合　計	29,500,001				

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	寄附・交付金　（　交付金　）		
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
交付金	100,000円	R2.1.6	国民民主党広島県総支部連合会	広島市中区幟町3-1-3F	
交付金	100,000	R2.3.5	国民民主党広島県総支部連合会	広島市中区幟町3-1-3F	
交付金	100,000	R2.5.7	国民民主党広島県総支部連合会	広島市中区幟町3-1-3F	
交付金	100,000	R2.7.2	国民民主党広島県総支部連合会	広島市中区幟町3-1-3F	
この頁の小計	400,000				
その他の支出	0				
合　計	400,000				

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し，５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※　「その他の支出」と「合計」の欄は，右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１６）

（３）本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

支出項目	金額												年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			十億			百万			千			円				
寄附・交付金							1	0	0	0	0	0	R2.1.6	国民民主党広島県総支部連合会	広島市中区幟町3-1第3山県ビル3階	
寄附・交付金							1	0	0	0	0	0	R2.3.5	国民民主党広島県総支部連合会	広島市中区幟町3-1第3山県ビル3階	
寄附・交付金							1	0	0	0	0	0	R2.5.7	国民民主党広島県総支部連合会	広島市中区幟町3-1第3山県ビル3階	
寄附・交付金							1	0	0	0	0	0	R2.7.2	国民民主党広島県総支部連合会	広島市中区幟町3-1第3山県ビル3階	
この頁の小計							4	0	0	0	0	0				
合　　計							4	0	0	0	0	0				

※　「支出項目」欄は，（その13）の支出の項目を記載すること。

（その１７）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備　　考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価格が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金及び通常貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残額が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その２０）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

(1) 領収書等の写し

2　監査意見書　（政党本部及び政治資金団体に限る。）

(3) 政治資金監査報告書　（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は，政治資金規正法に従って作成したものであって，真実に相違ありません。

令和　2　年　9　月　25　日

政治団体の名称　国民民主党広島県参議院選挙区第１総支部

会計責任者の氏名　久保谷　幸雄

代表者の氏名（解散時のみ）　柳田　稔

（備考）

1　「会計責任者の氏名」欄に記名押印又は署名すること。

2　解散時の場合にのみ「代表者の氏名」欄に記名押印又は署名し，政治団体解散届と併せて提出すること。

広島県選挙管理委員会 受付 -2.9.25 時 分

政治資金監査報告書

令和２年９月２５日

国民民主党広島県参議院選挙区第１総支部
代表　柳田　稔　殿

登録政治資金監査人　岡本倫明 ㊞
登　録　番　号　　第　３１９２号
研修修了年月日　　平成21年11月13日

1 監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、国民民主党広島県参議院選挙区第１総支部の令和２年１月１日から令和２年９月１１日までの法第１７条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、国民民主党広島県参議院選挙区第１総支部の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書

に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１７条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

国民民主党広島県参議院選挙区第１総支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、国民民主党広島県参議院選挙区第１総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上